

# 事務所だより11月

2021(R3)

Vo.140

## I ハローワークの新しい求人機能とは？

9月より、オンラインで求人や採用の手続きが進められるハローワークインターネットサービスに①オンラインハローワーク紹介②オンライン自主応募の2点の機能が追加されています。

### ◆追加になった新しい機能とは？

①「オンラインハローワーク紹介」では、ハローワークが求職者と求人者の適合性を判断し、マッチングしそうな求人の紹介をします。求職者の応募があると、求人者マイページに応募通知が届きます。オンライン上で応募者の応募書類や志望動機等の確認、メッセージ機能を使い、面接日時の調整などを行った上で選考を行うことができます。選考結果の通知や管理もできるので、電話やFAX等による連絡事務が不要になり、応募書類の管理や採否入力効率化を図ることができます。また、②「オンライン自主応募」はハローワークインターネットサービスに掲載されている求人に対し、求職者が求人者マイページを通じて直接応募できる機能です。オンラインハローワーク紹介と同様に応募があると、求人者マイページに通知が届きます。応募書類や志望動機等の確認、メッセージ機能を使った選考、選考結果の通知や管理も同様可能です。ただし、オンライン自主応募での採用は、ハローワーク等の職業紹介を要件とする、特定求職者雇用開発助成金等は対象とはならないので注意が必要です。

## II 健康保険被保険者証が直接交付可能に

健康保険制度において、被保険者証等は、保険者から事業主に送付し、さらに事業主から被保険者に交付することが義務付けられています。テレワークの普及により、社会保険手続き担当者が、健康保険証を従業員に渡すためだけに出勤するような事態が発生していました。テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続を可能とするため、10月より、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証等を直接交付すること等が可能となりました。

### ◆主な改正点

以下の①～④において、保険者が支障がないと認めた際は事業主を介する必要はないと改正されました。①被保険者証の交付②被保険者証の情報訂正があった場合の被保険者証の返付③被保険者証の再交付④被保険者証の検認又は更新等を行った場合の被保険者証の交付 これらに加え、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付方法等について、①～④に準じた改正が行われます。ただし、被保険者が資格を喪失した場合の被保険者証等の返納に関しては、これまでと同様に事業主を介して保険者に返納する必要があります。

## 連載コラムNo. 12

### 有給休暇とは??

企業が従業員に対して付与義務のある、年次有給休暇（以下有給休暇）は、労働基準法第39条に規定されています。有給休暇の定義や取得義務化についてなど、知っておきたい内容についてご紹介します。

### ◆知っておきたい「有給休暇」とは？

有給休暇は雇入れの日から継続して6か月間勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して与えられます。有給休暇の付与日数は、雇入れの日からの勤続年数に応じて変化し、パート・アルバイトであっても取得することができます。パート・アルバイトの場合は、原則として週または年所定労働日数に応じて付与日数が変わります。「働き方改革関連法案」により、2019年から年10日以上の有給休暇が付与される全ての労働者に対して、年5日の有給休暇を取得させることが義務付けられました。この義務化により、企業は年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存する必要があります。時季、日数、基準日を労働者ごとに記載する必要があり、厚生労働省からは年次有給休暇管理簿のフォーマットも公表されています。年次有給休暇管理簿の作成義務は、労働者による請求、使用者による時季指定、または計画的付与によって、労働者が有給休暇を取得した際に初めて生じるものです。自社の従業員の有給休暇取得について、しっかりと把握しておきましょう。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください

